

飲食店の店舗家賃の一部を補助します

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの事業者が影響を受けており、資金繰りが悪化しています。市では事業継続への意欲の喚起と、地域や暮らしを守るため、目先の資金繰りの一助として飲食店を対象に固定費である家賃の支払いを支援します。◆詳細 産業振興課 ☎④111 内線263、FAX③7432

補助額 令和2年5月分と6月分の店舗家賃の2分の1(上限10万円)

申請締め切り 令和2年6月30日(火)

通年で週5日以上営業している
※新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に休業している場合でも対象となります。

食品衛生法による営業許可(飲食店営業、喫茶店営業に限る)を受けている
※同一店舗内で飲食と小売り等を併設しているときは、店舗内の半分以上を飲食部分が占めている場合に対象となります。
※持ち帰り専門店は対象外です。
◆対象となる飲食店の例示
食堂、レストラン、専門料理店(日本料理、中華料理、焼肉店など)、そば・うどん店、ラーメン店、すし店、居酒屋、バー、スナック、喫茶店など

新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年3月から5月までのいずれかの月の売り上げが前年同月比※で40%以上減少した
※開業後2カ月経過していれば対象となります。その場合は、開業から現在までの任意の2カ月の平均と比較します。

店舗の賃貸借契約を交わしており、令和2年5月分と6月分の店舗家賃を支払わなければならない

左記すべてに該当する事業者は対象となります

1 申請書を取得し、必要事項を記入する

プリンターをお持ちの方
ホームページ※からダウンロードしてください
※「小樽 飲食店補助金」で検索

お持ちではない方
郵送しますので、産業振興課へご連絡ください

2 添付書類を用意する

- 営業許可証の写し
- 令和2年3月から5月までのいずれかの月と、前年同月の売り上げがわかる帳簿や試算表などの書類の写し
- 店舗の賃貸借契約書と直近に支払った家賃の領収書の写し
※家賃の領収書の写しがない場合は、振込時の取引明細書の写しや送金を確認できる部分の通帳の写し
- 補助金の振込先の口座名義(カナ)、口座番号、金融機関名を確認できる部分の通帳の写し

3 6月30日(火)までに郵送またはメールで提出する

メールで提出する場合は、申請書と添付書類をPDFファイルまたは鮮明な写真データにしてメールに添付してください。

審査

提出先 〒047-8660小樽市花園2丁目12番1号
小樽市産業港湾部産業振興課
✉sangyo-sinko@city.otaru.lg.jp

4 交付決定兼確定通知書または不承認通知書が届きます

交付決定された場合は、申請から10日から14日程度で指定口座へ振り込まれます

今後の支援事業

雇用の維持と事業の継続を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、次の支援事業を実施します。なお、申請の要件や申請方法、申請締め切りなどは、ホームページなどのほか、本誌7月号でもお知らせする予定です。

小売業等の事業者

売り上げが30%以上減少している卸・小売業、飲食業、生活関連サービス業の事業者への支援

1事業者当たり10万円

◆詳細 商業労政課 ☎④111 内線262、FAX③7432

宿泊業の事業者

売り上げが30%以上減少しているホテル、旅館、簡易宿所等への支援

業態や規模に応じた額(お問い合わせください)

◆詳細 観光振興室 ☎④111 内線450、FAX⑦8600

雇用調整助成金を申請する事業者

社会保険労務士などに申請書類の作成を依頼する際に必要となる手数料分を補助

1事業者当たり上限20万円

◆詳細 商業労政課 ☎④111 内線262、FAX③7432